

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 8)

1 日 時 令和7年6月25日(水)
午前10時08分 開会
午前11時35分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	日 野 雄 二	副 委 員 長	荒 川 徹
委 員	戸 町 武 弘	委 員	田 中 元
委 員	たかの 久仁子	委 員	木 畑 広 宣
委 員	泉 日出夫	委 員	奥 村 直 樹
委 員	村 上 さとこ		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

環 境 局 長	木 下 孝 則	環境監視部長	江 藤 優 子
環境監視課長	松 岡 靖 史	循環社会推進部長	敷 田 寛
循環社会推進課長	村 上 愛	施 設 課 長	堤 雄 治
			外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	山 下 絵美理
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第35号 (仮称) 中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について	継続審査とすることを決定した。
2	サステナブルシティを目指した取組について	5月28日に行った現地視察について、委員間で意見交換を行った。
3	行政視察について	委員会での意見を踏まえて、正副委員長で協議し、視察先の優先順位を決定することとした。

8 会議の経過

(陳情第35号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(日野雄二君) 開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第35号、仮称中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。環境監視課長。

○環境監視課長 陳情について説明させていただきます。

まず、配付資料、仮称中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染についての1ページ目を御覧ください。まず、土壌汚染対策法の概要について説明いたします。

1、土壌汚染対策法の目的ですが、法では土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としてございます。

続いて、2、土壌汚染の状況把握ですが、図にお示ししますように、土壌汚染状況の把握は、①から③を契機とした調査、あるいは④による自主調査により行われます。その調査結果が法で定める基準を超過した場合は、市が区域の指定を行います。

区域の指定につきましては、健康被害のおそれの有無により、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定されます。

具体的には、3、区域の指定に示すとおり、健康被害のおそれの有無とは、摂取経路があるか否かであり、周辺の土地において地下水の飲用井戸があるか、人が立ち入ることができる土地かにより判断いたします。要措置区域は、土地汚染の摂取経路が存在し、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。

一方で、摂取経路が断たれた形質変更時要届出区域は、あらかじめの汚染の除去等が不要な

区域ですが、土地の形質変更を行う場合には、持ち出す土壌の適正処理や国が示したガイドラインに準拠した汚染拡散防止策が義務づけられており、市では着工前に提出される届出によりこれらの内容を確認してございます。

なお、土壌汚染対策法では、土地の売買契約に係る規定はございません。

続いて、当該案件の概況になります。配付資料の２ページを御覧ください。

商業施設の立地予定地は、４、位置図にお示しします北九州市小倉北区高見台2803番２他になります。

当該区域は、２つの工業跡地から構成されており、ともに土壌汚染の摂取経路が断たれているため、あらかじめ汚染の除去等を行う必要のない形質変更時要届出区域に指定してございます。形質変更を行う際には法に基づく届出が必要となりますが、当該区域における形質変更の際には、全て届出が提出され、法で求められる措置は不足なく行われてございます。

さらに、当該区域では、土地所有者による自発的な対策が行われており、Ａ工場跡地は、敷地を囲む形で遮水壁を設置し、汚染物質の拡散防止を図り、Ｂ工場跡地は、汚染土壌の除去を行ってございます。いずれもガイドラインに準拠した汚染拡散対策です。

なお、遮水壁については、工事記録により岩盤まで到達していることを市が確認してございます。

また、Ａ工場跡地では、施工管理の一環として、形質変更による汚染の拡散がないことを確認するため、土地所有者は遮水壁の内側と外側の両方で地下水のモニタリングを定期的を実施してございます。その結果は北九州市に報告されており、工事中も数値に変化がないことを確認してございます。

北九州市では、土壌汚染対策法に基づく指定の状況をホームページで公表しています。また、指定区域であることや形質変更時の届出情報を記した台帳を作成し、土壌汚染に係る情報を管理するとともに、文書館及び環境局で閲覧可能としてございます。当該区域についても、商業施設が建設された後も、汚染土壌に関する情報を引き続き市が管理いたします。

また、環境対策として、公共用水域の環境モニタリングを実施し、当該エリア近傍の河川、海域、地下水のモニタリング結果を含め、市ホームページで公開してございます。

今後もモニタリングを継続し、平素と異なる状況が観測された際には、原因究明を行うとともに状況の改善に努めます。引き続き事業者には法令を遵守させるとともに、法に基づき適切に指導してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。田中委員。

○委員（田中元君） ちょっとお尋ねをしたいんですが、まず、この大阪ソーダの創立がいつなのか教えてほしいのと、大阪ソーダが稼業していた間に、こういった地域住民もしくはその近

隣かいわいの方から汚染、そういったものの苦情等が出ていたのか、教えてほしいと思います。

それから、先ほど陳情者が申し上げていた、法令違反を犯しているようなお話がありましたけど、それは事実なのか、もう一回教えてほしいと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 順番に御説明差し上げます。

大阪ソーダは、1915年、大正4年の設立でございます。小倉工場においては、苛性ソーダの製造を始めたのが1917年と聞いてございます。

環境監視課は各種公害苦情を受け付ける部門ですが、これまでそのエリアでそういう粉じん苦情、大気之苦情等を受け付けたことはございません。

法律にきちんと準拠しているのかというところですが、トライアルさんは2エリアにまたがって建設されるんですけど、A工場、B工場ともに汚染があったのは事実です。化学工場が存在しておりましたので、ともに汚染はあったということで、市は法に基づいて形質変更時要届出区域に指定をしております。

あと、地下水の流向がございまして、北側に向かっている地下水に飲用井戸がないことも確認しておりますので、それをもって摂取経路はなしというところで形質変更時要届出区域に指定しております。

A社、B社が採用された除去並びに遮水壁の設置ですけど、ともに汚染拡散防止措置として法のガイドラインにうたわれた適法な手法と認識しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 田中委員。

○委員（田中元君） ありがとうございます。

そうなれば、その後に被害を受けるとすれば、地域住民の方々が一番被害を受けやすいと思うんですが、そういう健康被害がもしあった場合には誰が責任を負うことになるんですか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 何かあった場合の責任の所在については、まず周辺住民に健康被害があった場合は原因を究明する必要があると思います。何によって健康被害が生じたのかをまずは解明しないといけないと思います。それを受けるのは北九州市、環境局なり、保健福祉局なりが受けることになると思います。その後、原因が究明された際に、原因企業が特定されたらその原因企業に補償していただくというのが筋だと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 田中委員。

○委員（田中元君） その認識の上で様々な確認作業等をやっておられるんだと思います。いずれにしても、地域の方々からこういった苦情があったり、被害があったりとかというのが僕は一番重要なんだろうと思うし、そういうことが1917年から操業されておって、北九州市内はこういう土地ばかりなんだと思うんですが、その都度その都度何か建てるたびにこういったことが起きてくるのは、僕は今後の企業立地を含めて、恐らく様々な問題を課してくるんじゃない

いかなと思っています。

いずれにしても、僕は戸畑区で、あの地域は隣接しておりますので、今の西港のトライアルとかも、地域住民が結構活用するスーパーでもありますんで、楽しみにしている方はたくさんいます。何年か前にトライアルがいついつ操業というような看板が出て、いつの間になくなっていった、そのときに戸畑区の方から、その後、どうなったかというような話は様々聞きました。内容を詳しく聞くと、あの地域に来ると、西港から日明とかという地域になるんですけど、行きやすくなるんで楽しみだというような、これはあくまでも戸畑区の方なんで、今のような土壌汚染とかという話は全然知らない話なんですけど、いずれにしても楽しみにしているのは確かでありますし、そういう声が上がっているのも事実であります。

いずれにしても、こういう被害がなく立地されることが望ましいと思っていますんで、こういう問題が今後起きないように、また監視もしていくということでありますので、そこを信じていきたいなと思っています。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望で。

ほかにありませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君） この陳情書を見てみると、水銀基準値最大4,800倍の調査結果が多分昔出たと思うんですけども、これはちゃんと処理をしたのか、どういう処理をしたのか、まず聞きたいと思います。

そして次に、遮水壁を岩盤まで設置し、周囲1,500メートルを囲ったと聞いているが、市環境局はその完成を確認していないとあります。先ほどの説明では、確認したということだったんですけど、ちょっと早口で聞き取りにくかったのもう一度その辺を少し具体的に説明してください。

そして、九電工の形質変更届書に計測地1近くにおいて10メートルまで岩盤が確認されなかったと報告されていると書いているんですけども、これは事実でしょうか。この3点。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 順番にお答えいたします。

まず、水銀が最大で4,800という数値は事実でございます。

これは、事業者が出された土地全体の調査の中で検出された一番高いエリアと、まだ除去されたわけではなくて、残っている状況ですので、今後、これにつきましては、敷地内に除去プラントを設置して、ここでしかるべき処理を行ったものを下水に放流すると伺ってございます。

遮水壁の設置につきましては、当方で5月に現地に向かいまして、周囲1,500メートルとありますが、1,050メートルに設置されているんですけど、そのコンクリートの量をはじめとした、施工日ごとに施工記録というのが逐一残されてございまして、ミキサープラントの写真とか、その辺も全てチェックして工事の確認は行ってございます。設置に当たりましては、掘っていて、ぼんと圧力が高くなる点を岩としており、その岩に到達した記録も全て残っております。

て、市で確認を行っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） もう一点。

○環境監視課長 すいません。10メートルの記載につきましては、深度方向の調査を10メートルまで行ったというところでございます、その10メートルまでの深度調査において岩に到達しなかったという意味合いでございます。それで岩に届かなかったということでございまして、遮水壁の岩の話とは別の問題と認識してございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 様々なことを聞いたんですけども、これは総じて安全かどうかという話も大切なんですけども、周りの方々が安心できているのか、そこが非常に重要じゃないかなと思っています。ここで買物をされる方、地域の方が安心して買物ができる、安心して暮らせるように、丁寧な説明が必ず必要になってくるのではないかなと私は思っております。

今の説明では、遮水壁ですか、これは写真と記録で確認しましたということですが、できれば現場に行ってちゃんと確認をするということがあってもよかったのではないかなという気がいたしました。以上です。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 今の確認の件ですけど、確認については現地に赴きまして、施工説明を受けて、確認を行ってございます。今後の安心につきましても、また検討したいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員、要望で。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 陳情書の中にモニタリング調査の公開をすべきという言葉があるんですけども、先ほどの説明であったのを聞き逃していたかもしれませんが、さっき公開はネットで何とかって聞いた記憶があるんですけど、公開は実際にどういうふうにしていくのか、法律で決まっていなければいけないのか、それとは別で、こういうふうにするんだというのがあればまず教えていただきたいということが1点です。

それと、そこに付随して、モニタリングのための配管が折れているという記述もあって、これももし先ほど答弁があったのだったら、すいません、聞き逃しているかもしれませんが、その事実と対策みたいなものがあれば伺いたいと思います。

それともう一点、先ほどの4,800倍はまだやっていないということで、これから事業者が対処していくという話だったんですけど、それはどのように対処して、そこまで市としてちゃんと見ていく義務というか、そういうふうなことをしていくのかというのをまず伺いたいと思います。あと、その方法が適切なのかどうか、もう一回お伺いしたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 事業者が実施しているモニタリング結果の公表につきましてなんですけど、事業者から提供されたものは、施工管理の情報でございまして、広く公表することは差し控え

たいと考えてございます。今回の案件以外でも、積極的に公表すべきというお考えもあると思いますが、企業との信頼関係を損ねるおそれもございますので、同種の情報はこれまで広く公表してございません。

2点目に、配管が折れていると陳情の中にありますが、事業者を確認したところ、これは折れてございません。引き続きモニタリングを継続されておりまして、その報告は受けている状況でございます。

水銀の対処のところですけど、今後、工事を行っていくに当たって、地下水層に触れることが想定されます。そうすると、地下水を通じて場内で汚染が広がる可能性がございますので、そこにつきましては水をくみ上げて、それを設置した水銀等化学物質の処理プラントに通して、活性炭の処理等、除去する施工を経まして、下水道に放流する計画であると伺ってございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員、すみません。今の水銀の部分で、水銀は1種類ではないんじゃないの。水銀には種類があると思いますが、その説明はないんですか。環境監視課長。

○環境監視課長 委員長がおっしゃるとおり、水銀には有機水銀と無機水銀という2種類の水銀が存在します。一般に水俣病とか、有名になった水銀というのは有機水銀の話でございます。今回の案件につきまして検出されているのは無機水銀、だから安全というわけではないんですが、今回の案件につきましては無機水銀が検出されているところでございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） その処理までを環境局としてちゃんと監視する義務があるかと、それだけ聞き逃したので。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 処理した点については、こちらとしても非常に重要な確認ポイントと認識してございますので、事業者には随時問い合わせ、必要に応じて立入検査、検査資料の閲覧等を求めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 先ほどいただいた答えの中で、例えばモニタリング調査の結果を公開する、しないのところで企業との信頼関係という話があったんですけど、私はよく分かんないんですけど、公開すると何か、どういうあれですか、教えてもらえますか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 あくまで任意提供された情報ですので、例えば企業に風評被害が及ぶような情報については信頼を損なうおそれがあると。あくまで任意ですので、その取扱いは慎重に行いたいという意味で申し上げました。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 市民の皆さんが不安に感じている中で、適正なデータだったら公開した

ほうが風評被害を生まないような気も私はするんですけど、そこはどうですか。見せないほうがいいんですかね。

○委員長（日野雄二君）環境監視課長。

○環境監視課長 その辺は非常に難しいところではございますけども、情報公開条例等の規定を現在整理していますので、今後は適切に対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○委員長（日野雄二君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）というか、適正なものであれば、逆に求められて出すよりは、私は先手を打って出したほうが、先ほど戸町委員もおっしゃった安心等につながるんじゃないかと思うんですよ。言われる前に出さないと取られてしまうと、何か隠しているってなってしまうんじゃないかという気もしたので、そこは逆に企業にも、企業の信頼を上げるためにという話を行政からしていただいて、私は積極的に出したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。さっきの水銀の処理に関してもこうしていくんだっていうことを先に言っていったほうがいいような気がするんですけど、いかがですかね。

○委員長（日野雄二君）環境監視課長。

○環境監視課長 委員がおっしゃることもごもっともだと思いますので、事業者とも相談しながら検討したいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）奥村委員。

○委員（奥村直樹君）最後に、どうしてもこの手の話は義務がないと、確認は写真でしているという話だと本当なのっていう疑義がまた生じかねないので。こういう陳情が上がってきたことも鑑みて、通常であれば写真で見るところを直接みたいな形を、少しそこを丁寧にしていただきたいと思います。情報の公開を含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（日野雄二君）要望としておきます。

ほかにございませんか。木畑委員。

○委員（木畑広宣君）私から1点だけ。この文書表の一番最後の部分なんですけど、市環境局は徹底的な調査の依頼など指導を行うべきであるというこの部分に関して、もう一回御説明をお聞かせ願えればと思います。

○委員長（日野雄二君）環境監視課長。

○環境監視課長 土壌汚染対策法に基づき、いろんな箇所箇所で工事があるたびに届出が出てまいります。その際には、拡散汚染防止措置等が記載されてございます。環境監視課としましては、審査する立場でございますので、きちんと記載された内容が施工されているのか等はしっかり確認する、業者を指導していくところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）いずれにしても、徹底的な、今こうやって最後の要望もありますので、指導をしっかりと今後も行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以

上です。

○委員長（日野雄二君） 要望としておきます。

ほかにごいませんか。泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私からも何点か確認をさせていただきたいと思います。

既に質問をされた部分もありますが、その中身のところで少し突っ込んで話をお聞きしたいと思います。

まず、遮水壁のところですけども、この陳情書の内容からすると、遮水壁を岩盤まで設置したというのが株式会社トライアルリアルエステートの説明ですね。先ほど遮水壁と岩盤の説明があったんですけど、少し分かりづらかったので、この遮水壁というのはそもそもどれぐらいの幅で設置をしないといけないのか、そのことをまず聞かせていただきたいと思います。

あとモニタリングの話もありました。モニタリングは2年間、法律とか何か裏づけがあるんだと思いますが、この2年間というのは何によってモニタリング調査が必要なのかということ、そのところを2点お聞かせください。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 まず、遮水壁の具体的な設置ですが、1周約1,050メートルあると申し上げましたが、あの地域の地盤は砂岩で構成される岩があり、そのエリアに到達するまでぐるっと一周、外周を砂岩に届くまで壁を打ち込んでございます。その幅が約1メートル、汚染が激しいと想定されるエリアでは2メートルの幅を取って壁が施工されてございます。

モニタリングの件ですけど、モニタリングは2年間実施するというので、当初の予定によると令和8年3月頃ということになってはいますが、これは法に基づく期間とかはございません。あくまで業者が自主的に壁を設置しているものでございます。

今はまだ工事が始まってございませんが、工事期間中については、この期間であってもモニタリングは継続させる意向でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 遮水壁のところは説明いただきましたが、ちょっとまだ分かりにくいので。岩盤まで到達する深さは何メートルぐらいあって、それが確実に行われているのか確認したのかということが1点と、あと2年間のモニタリング調査というのは自主的なものなことなので、法律であるとか、何かこれを義務づけるものはないということで間違いないですかね。そこは確認をさせていただきたいと思います。もう一度その2つをお願いします。

○委員長（日野雄二君） 今の答弁の前に、傍聴席の皆さんにお願いします。

傍聴席では静かに傍聴していただいて、静寂に願えない場合は、委員会条例第19条第1項及び委員会傍聴規則第11条の規定により、退場を命ずる場合がありますので、念のため申し上げます。環境監視部長。

○環境監視部長 今御質問いただきました件で少し補足の説明をさせていただきます。

遮水壁ですが、これが今の説明ですと、もしかすると板状のものを打ち込んでという印象を与えてしまったかもしれませんが、この件に関しましては、板状のものを打ち込む工法ではございません。パワーブレンダー工法と呼ばれるものだそうで、土壌を掘り進めながら地中に固化材を吹き込んでいき、それを少しずつ進めていって、外周がぐるりとつながるような工法を取っております。深さにつきましても、先ほど環境監視課長の説明でもありましたけれども、その薬剤を吹き込んだときの圧力ですとか、そういったことで確認が取れております。実際の深さにつきましては、どうしても地盤がフラットなものではなく、起伏がありますので、場所によっては異なりますが、深くて7.5メートルほどあるということで伺っております。

また、確認の方法につきましては、遮水壁の底のところは地中であり、現在、工事が終わった状態ですので、目視で確認することが不可能になっております。そのため、工事した当時の工事写真、あとその工事記録で確認をしているところでございます。工事自体は約2か月ほどかかったということで、工事記録からも確認をしているところでございます。

あともう一点、モニタリングの2年間なんですけど、今回の件はあくまで事業者が自発的に行っているものではございますが、2年間の根拠として、もしかすると参考になさっているかもしれないというものについて、冒頭に土壤汚染対策法の区域指定につきまして、もう一つ要措置区域という区域指定があるということで御説明差し上げました。要措置区域の場合には、土の撤去であるとか、現位置での浄化といった対処をした後に、2年間、水質のモニタリングをしなければならないということが決められてございますので、その最大の2年間を参考にされたものではないかと考えております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） すいません、技術的なことが分からなかったもので、あえて聞かせていただきましたが、今説明いただいたその遮水壁の工法、これは法律の中できちんと認められた工法であるのかということだけ確認させてください。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 遮水壁の設置というのはガイドラインにうたわれた適法な措置ですが、パワーブレンダー工法等が法律でうたわれているということはございません。ただ、遮水壁を設置しなさいというところだけがうたわれていますので、それにのっとってパワーブレンダー工法を業者が採用したというところでございます。

○委員長（日野雄二君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） そういう意味では、このモニタリングの調査2年間というのは非常に大事だと思います。先ほどほかの委員の皆さんからも、地域の方が安心できる状況をつくっていくということ、そして、市の担当が確認したことをしっかり公開していくことが大事だと思います。この陳情の中で、疑義があるんじゃないかと疑念を持たれるような、そのような取組があったのかなと思われるので、そういう意味ではできるものについては明らかにしていくとい

うことの姿勢が大事じゃないかなと思いますので、そのような対応でお願いできればと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望としておきます。

ほかにございませんか。たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 私も遮水壁のことがちょっと分からなかったので、お聞きしようかと思ったんですが、遮水壁というものは、もし地震とかそういう災害のときにはどういう感じなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 汚染拡散防止措置としての遮水壁につきましては、現在は四方を覆っておりまして、外部への汚染の漏れを阻止できていると認識してございますが、今委員がおっしゃられたような地震等で例えば穴が空いたとか、一部崩壊ということが想定できないわけでもございませんので、環境局でも周辺の河川、海域、地下水のモニタリングをしてございます。そちらのほうに異常が感じられると感知されると思いますので、それを受けて、原因が特定できた場合には、速やかに原因者に追加の対策等を求めていくことになると考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） ありがとうございます。

皆さんが安心して暮らせるのが一番だと思いますので、そういった災害時にもこういう対応をしますということを周知していただけたらと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望としておきます。

ほかにございませんか。村上委員。

○委員（村上さとこ君） 私も皆さんと同じように、市民との合意形成や環境が安全であるということの十分な説明が足りないと、問題が後々まで長引いていくと認識しております。執行部からの説明で、4月に3回説明会が開かれ、周辺住民に説明したと聞きました。その中で、汚染についての説明が足りないというような声が出ているとも伺ったのですが、その辺を詳しく御説明いただけますか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 住民説明会について説明いたしますと、まずは産業経済局が所管している大店立地法に基づきまして、事業者が近隣住民に3回の事業者説明会を開催してございます。その際に、汚染に対する説明がないという御意見を受けまして、事業者はプラス1回、近隣住民に対して汚染の状況についての説明会を開催してございます。合計4回の説明会をしております。

その中で出た意見としましては、やはり工事中の粉じんが気になる、騒音が気になるんじゃないかちょっと不安である、あと雨の多い時期には場内に結構水たまりができていけど、あ

れは何なんですかといった意見が出たということで、それについて事業者は真摯に対応いたしますと回答したと伺っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） そうしますと、プラス1回の住民に対する汚染の説明会の中では、今日の陳情にあったような不安の声というのは出なかったということなんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 私が確認している限りではそのような意見は頂戴していないと認識しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 地元の説明会と汚染説明会は何人くらい参加したのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 15人参加したということです。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 15人というのが、私も現地に行きましたけど、もっと広く住民の方は住んでいらっしゃるので、幅広く住民説明会があったことや汚染に対する説明が行き届いていないと想像できますので、これからも声に対しては真摯にお答えしていただきたいと思います。全ての委員がおっしゃっていましたが、積極的な情報公開こそが透明化、市民の安心の第一歩だと思っておりますので、しっかりよろしくお願いします。

それで、工事のとき、粉じん発生中は飛散防止をするという御説明がございました。飛散防止の方法はどのようなものでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 具体的な飛散防止策としては散水の強化というところが当てられます。今後、事業が進んでいくにつれて、アスファルトで舗装されていけば粉じんは減ると想像できるんですけど、それまでの工事期間中は事業者を促して、自発的に散水を強化しなさいというところを申し上げておまして、事業者も了承している状況です。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 土壌を全部除去しなかったことにより、ベンゼンだとか、水銀だとか、カドミウム、六価クロム、PCBなどが、工事中に表土に舞い上がって飛散するおそれがあるということも言えるのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 委員のおっしゃるとおり、工事期間中は粉じんの舞い上げの可能性がありますので、その防止策を取って抑えていくというのが事業者の考え方でございます。可能性としてはございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 可能性があるということなので、大変に注意をすべきことだというのがよく分かりました。工事のときに、散水をしているのはどこでも見受けられますが、今回も散水を強化ということと認識をしました。この散水をしている、粉じんが舞い上がりそうな期間というのは地域住民にきちんとお知らせするのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 我々土壤汚染対策法を所管する部署としまして、形質変更時については対策を求められるんですけど、今おっしゃったような工事期間前とか、この辺は実は対象外となっている現状でございます。市民の不安等があれば、それをきちんと対策をとること、及び住民にきちんとリスクコミュニケーションを取っていくように事業者には促していきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） ぜひ事業者に促していただきたいと思います。法の穴というものが今かいま見えました。そこをフォローするのが市の環境局の役割であると思っております。地域住民に粉じんが舞い上がる可能性があるのも、この期間は注意してほしいとか、そういうことは事前に健康被害の防止策としてもしていただきたいと思います。

また、以前にも質問をさせていただいたんですけど、作業員の方が一番被害を受ける可能性も大変にございます。しかし、先日聞いた話では、しっかりと対策はするというものの、ゴーグルをつけるということではありましたが、暑いのでマスクもしないまま作業をするということでありました。これは非常に危険に感じるのですが、環境局の認識はいかがでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 以前御指摘を受けまして、現地に立ち入って、現場の作業責任者と話をしたところ、作業時は手袋、ゴーグルの着用を義務づけることと、粉じんが口に入った場合は速やかにうがいをするなどを徹底するというのを伺いました。また、作業中のマニュアルを整理して、安全管理は徹底されると伺っているんですけど、熱中症の絡みもございまして、マスクを強要というか、つけることはなかなか難しいということです。口に違和感を覚えたらすぐさまうがいをするような措置はマニュアルにうたわれてございますので、そこはきちんと徹底するようこちらからも促していきたいと、マニュアルに沿った運営をきちんとやるように促していきたいと考えてございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 夏、秋の開業を目指すということで、工事期間中はちょうど炎天下の中での作業になるので、マスクはできないということだと思います。しかし、現場の作業員の安全を守ることもしっかりやっていただきたいと、これ本当に後で何か作業をする方に健康被害があっては困ります。私も建設作業の現場で働いていたこともあるんですけども、作業員の方って結構流れてくるというか、いろんな方がいろんな地域から集まって建設現場で作業す

るんです。なので、親会社からもう徹底的な指導をしないと、現場の末端の作業員まで情報が行き渡らないということが多々あります。けがをしたりとか、そういうことも私もいろいろ経験しましたので、徹底してください。よろしくお願いします。

もう一つ、除去プラントについてお伺いをいたします。

先ほど説明がありました除去プラントであります、水が出たら、ここから活性炭のプラントに水を流して、除去して下水に流すとおっしゃられました。もう少し詳しく説明していただけますか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 申し訳ございません。詳しい資料を手元に持ち合わせていないんですけど、先ほど申し上げましたとおり、当該地で問題になっているのが水銀、ベンゼン、鉛と重金属、VOCを網羅してございますので、プラントを設置して下水の基準に適合させた上で、下水道に排除していると伺ってございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） プラントのこともぜひ環境局でも把握しておいていただきたいと思います。市民からの問合せがあったときに、私たち市民が企業に対して問い合わせるということはずかしい。何かあったならば環境局に問合せが来ると思います。活性炭で本当にベンゼンや水銀や重金属、カドミウムとか六価クロムだとか、様々な物質が、PCBも合わせて取り除き切るのかとか、そういう不安も今ちょっと出てまいりました。しっかりとしたプラントである、除去できるということが分かれば、エビデンスも併せてお示しいただければ、それがまた安心材料になりますので、それはもう近々に企業とお話しして把握していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 プラントにつきましては、その後、適正に処理した後、下水道に放流されるものですので、下水道部局とも共有しまして、しっかりと対処していきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 分かりました。環境局として近隣河川とか、下水道とか、いろいろなところのモニタリングをしっかりされるということは分かりました。しかし、先ほど言ったように、プラントがどういう構造であるとか、しっかり取り除けるのであるかというエビデンスも併せてお示しいただきたいとします。

今後、地域とかから要望があったら、また説明会を行うことも可能なんではないでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 不安に思われている住民の方はおられて、地域からの要望が高まれば当然それは事業者にも促していきましますし、市では出前講演等を行ってございますので、そういうものを

利用していただければと考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 地域からの出前講演に環境局が出向いてお話しいただけるということがよく分かりました。要望があればしっかりと応じていただきたいと思います。

法令の穴とかいろいろなものが見え隠れしている中、環境都市北九州市としてしっかりとやっていただきたい、課題も見えてまいりました。とにかく住民の皆様、作業員の皆様、現場の皆様に徹底して安全で安心であるような対策を取っていただくよう要望して終わります。

○委員長（日野雄二君） 要望として受けます。

ほかにありませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 今村上委員との議論を聞いていて、ううんと思ったんですけども、粉じん対策で水をかけて粉じんが出ないようにしたい、それは構わないんですけども、粉じんというのはこの土壌が舞うっていうイメージなんですか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 そのイメージでよろしいかと思います。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） というと、この工事をやるのに、まず表土っていうか、プラントで処理してから工事に入るんですか、それとも同時並行なのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 事前に処理するようなことはしないと聞いてございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） ということは、表土の中の、例えば重金属等水銀を含めた土壌が舞う可能性を想定していて、それを水で抑えるということですよ。その水の処理はどうされるのでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 事業者は今事業エリア内に複数の雨水溝を掘ってございます。そこに流れ込んだ水については活性炭処理した後、系外に排出される計画となっております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） そこはしっかり監視、指導してもらいたいなということと、やはり汚染された土が舞うというのはあまりいいことじゃないなと、今の議論を聞きながらそういうふう感じたもので、対策だけはしっかりとやってください。以上です。

○委員長（日野雄二君） 強い要望で。

ほかにありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それではまず、最初に当局の説明の中で土壌汚染対策法の目的についてと

いうことで説明をされました。周辺の健康被害防止の措置を取るということが中心でありますよね。それで、各委員からも健康被害防止というのが非常に重要だということが指摘されたわけですが、文書表の中では、水銀が400倍とか、ベンゼン1,800倍、あるいは別の届出では水銀最大4,800倍という調査結果が出ているというんですが、これは事実として間違いないですか。それ以外に、先ほど幾つか物質が示されましたけど、ほかにあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 委員御指摘の陳情にありました400倍、800倍、4,800倍の件につきましては、全て値としては調査の一部でございますけど、事実でございます。

物質につきましては、大部分が水銀、鉛、ベンゼンで汚染され、水銀、ベンゼンがクローズアップされてございますけど、他にも鉛等の重金属が確認されてございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それで、遮水壁が実際に岩盤まで到達しているかどうかということで議論がありましたが、先ほど繰り返し説明がありましたけども、確認したのは工事記録とかということでしたけど、私もそこは非常に興味を持っているんで、もう少し詳しく説明していただけないか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 詳細に説明させていただきますと、遮水壁はセメント系固化剤をスラリー状に混練後、地中に噴射させ、固化されるパワージェンダー工法で設置されてございます。施工に必要なミキシングプラント、注入セメントの比重管理記録、固化剤の納品書等を確認しました。また、岩盤まで遮水壁が設置していることは、削岩機の岩盤到達時の圧力の記録と施工時の写真等で確認してございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 遮水壁で岩盤まで到達しているんだけど、部分によっては岩盤が確認できなかったというくだりがありましたよね。それは10メートルまでしか掘削していないから、調査していないからということですけど、その下が底が抜けているということはないんですか。そういうことはあり得ないんですかね。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 一般的には周囲を岩で覆っておりますので、途中の岩の中に穴が空いているというのはなかなか想像しにくいところなんですけど、もしその辺のどこかでスポット的に穴が空いているような場合であれば、我々は近隣のモニタリングを実施してございます。地下水でいったら50メートルの地点、あと北東650メートル付近にある新港橋で毎年モニタリングを実施してございますので、そちらの値に確実に異常が出るものと思われまいます。今までそのような異常は一切検知されてございませんので、推定的に汚染は拡散していないと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。

モニタリングについて、先ほども議論がありましたけど、2年間やるということですよ。なぜ2年間なのかというのは、要措置区域の場合なら2年というのがあるのだと。要措置区域の場合は、土壌を除去した後でしょ、ということじゃないんですかね。要措置っていうのは土壌を措置するということで、措置した後も2年間モニタリングして、本当に異常がないかどうか確認するという意味での2年間ということのように聞こえたんですけど。今度の場合は、除去しないわけだからずっとあるわけですよ。モニタリングそのものは2年でいいのかっていうのがあるんですよ、ずっと残っているわけですから。遮水壁を造ったけども、大きな災害じゃなくても、例えば亀裂が入ったとか、何か支障があって漏出するおそれというのはあるわけだから、そう意味では2年間じゃなくて、汚染がある限りは続ける必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 順番にいきますと、まずその2年間というのが要措置区域に基づく措置であるとはそのとおりでございます。2年間というのはそうになってございます。工事中のみ行うことになってございます。今後、ガイドラインではモニタリングというのは任意なんですけど、あくまでこれは工事中の影響を見るための観測井戸でございますので、例えばその中で濃度が上がったときに、壁の外で値が上がるようなことがないとか、その辺を相対的に判断することを目的とした井戸でございますので、工事中に行えばモニタリングは足りると考えてございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今申し上げたように、遮水壁そのものに何かのことで亀裂が入ったりということはあり得ることですよ。そういうときは、異常があれば、環境局がやっている通常のモニタリングで分かるというような意味になるんですか、今の話は。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 そうした場合は、環境局が近隣でモニタリングしてございますので、そちらにも必ず異常な値が出てくると思います。水銀、鉛等非常にセンシティブな項目でございますので、観測されることになると思います。それによって、異常が観測されたら原因を究明し、措置を講じるという流れになると思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 先ほどモニタリング調査の結果を住民に示すことによって信頼関係を保つことができるんじゃないか、むしろ積極的に公開するべきじゃないかと意見がありましたけど、私もそう思います。事業者と相談してということでしたので、ぜひそういう働きかけをしてい

ただきたいと思います。

今回、形質変更時要届出区域としたのは、事業者から自主的に特定有害物質が存在しているということを踏まえて届出があったということですね。その際に環境局として判断したのは、そのエリアに立入禁止措置を取っているということと、もう一つは周辺の井戸が飲用になっていないということで形質変更時要届出区域にしたということですが、この周辺の区域で何本の井戸があって、飲用されていないということは一つ一つ確認したということですが、井戸水自体に水質異常はなかったのかということについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 今回汚染区域の指定に当たって、要措置にするのか、形変にするのかというところの判断材料として摂取経路があるかないかということで、飲用井戸の調査を地下水流向の下流38か所で行ってございます。一軒一軒ポスティングしながら、飲用井戸はありますか、ないですかというような聞き方でやってございますので、具体的な水質検査というのは行ってございません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 特にこれは大阪ソーダが長年にわたって操業してきた中での汚染でしょ。ですから、やはり調査をやって本当に大丈夫なのかというのは調べてみる必要があるんじゃないかと思うんですよ。確かに今飲んでないから直接影響はないということなんですけども、環境局で5年ごとに井戸水の抽出調査をやっているって聞いていますけど、その中での結果はどうなんでしょう。

○委員長（日野雄二君） 環境監視部長。

○環境監視部長 飲用井戸があるかないかの調査方法につきましては、先ほど説明を差し上げたとおりで、38の井戸があるということを確認しております。この全てにおいて水質検査というものを行っておりませんが、代表して近隣の井戸で水質検査を行っております。これは井戸水検査というよりも、地下水の調査という目的で、井戸をお借りして、地下水をくませていただいて、水質の確認をしております。この結果につきましては、特に問題は確認されてございません。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 実際に飲まれていないということであっても、水は使われているんですよ。全く蓋をして完全に閉じられているということじゃないと思うんです。水をくみ上げて例えば散水するとか、そういうことがあれば、もしその水に有害物質が含まれていると問題だと思うんですけど、その辺の認識はどうなんでしょう。

○委員長（日野雄二君） 環境監視部長。

○環境監視部長 例えば汚染物質が含まれた水を散水などに使う、そういった場合で、それを契機として口の中に入るようなことの懸念自体は否めないとは考えております。ですが、その

水質自体が環境基準を満足している場合なんですけれども、それは影響はないと考えております。といいますのが、環境基準と申しますのが、ただそこに存在するときの濃度だけではなくて、例えばそれを使った後の飲料として使った場合、それが食品を経由して体内に入った場合ということを考慮した上で設定されている数値になりますので、まずは環境基準の数値をめどにして考えてございます。ですので、散水に使ったとしても問題はないと考えてございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 最初に質問しましたが、水銀、ベンゼン、鉛、特定有害物質による健康被害の防止を図るのが土壤汚染対策法の趣旨ですよね。改めて水銀は有機水銀ではなくて無機水銀と言われましたけど、今回の当該土地で出てきた3つの代表的な汚染物質について、やはり水銀、ベンゼン、鉛というのは健康被害にとって極めて深刻なものであると思います。そういう意味では、現に汚染物質が残されたままの開発ですから、それが本当に工事期間中もそうですし、事業が仮に始まって以降も、それが周辺の住民とか、あるいは来場者とか、あるいは従業員とかに被害をもたらすことがないようにっていうのは、単に当面のことじゃなくずっとある限りは非常に問題になってくることだと思います。そういう意味では、私はこの問題はこれからもずっと注視していくことが必要であると思いますし、引き続き関係局として適切な監視と指導をするべきだと思います。

最後に1点、文書表の中にもありましたけども、改めて遮水壁の設置で有害物質の漏出を遮断するという措置を取っているわけですが、環境局として抜本的な対策としての土壌の入替えということについて相談してみると、事業者に働きかけをしてみるということとはできないんでしょうか。これは陳情にそういう趣旨がありましたので、あえてお尋ねします。

○委員長（日野雄二君） 環境監視課長。

○環境監視課長 A社が採用された遮水壁の設置というのは、法令に基づくガイドラインにうたわれた適正な手法でございます。それもあくまで自発的な行動で採用されたものですので、今後、環境局が除去をしなさいというような指導をすることは考えてございません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） もちろん合法的なやり方で選択されたというのは分かるんですけども、除去する以外には永久に残っている状態が続くわけで、これは今から事業をやろうとしている事業者ではなくて、もともとの工場がそういう工場であったということなんで、そういう指示とか指導とかという問題じゃなくて、抜本的な対策として土壌の入替えということの相談なり働きかけなりができないかとお尋ねしたわけです。やはりそういう対策が環境局としてもある限りはずっと所管されることになるんでしょ、土壌が残っている限りは。

○委員長（日野雄二君） 環境監視部長。

○環境監視部長 今御指摘がありましたとおり、有害物質が身近にあることで周辺の方が御不安に思われるという気持ちはもう十分理解しております。ですが、土壤汚染対策法は、例えば全量撤去した場合、それによって汚染が想像以上に拡散する場合なども想定しておりまして、その下流側に飲用の井戸がなければ、必ずしも土壤の全量撤去を求めるものではないという法律になっております。

ただ、一度、形質変更時要届出という区域ではございますけれども、市が区域指定をしてございますので、土壤の汚染があるという事実につきましては、市が情報をきちんと管理をしておりますし、今後、開発工事に至りましたら、工事をしますという届出がまた改めて出てまいります。その際には、その内容をしっかりと確認しながら、適宜現場確認などを必要に応じて行って、また、その情報につきましても、市民の方から御相談がありましたら丁寧な説明に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 最後に、この件に関しては、現在までに土壤汚染による被害は確認されていないということではありますが、基準値を大きく超える水銀、ベンゼン、鉛によって汚染されている土地であることは間違いのないわけで、近隣の住民や施設建設工事に従事する労働者、しゅん工後の来場者や従業者に健康被害が生じることがあってはなりません。ですから、今後とも、継続して注視していくことが必要であるということを意見として申し上げておきたいと思っております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 意見として承りました。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、次の議題に関する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

サステナブルシティを目指した取組についてを議題とします。

5月28日に所管事務調査の一環として行いました日明工場の現地視察について、委員間で意見交換を行います。

本日の意見交換の内容につきましては、所管事務調査の委員会報告書の中で反映させていきたいと考えます。

視察で感じた課題や改善策などについて発言をお願い申し上げます。

なお、執行部に対する質問は、必要な範囲でお願いします。

それでは、意見や提案などございませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 新しくできた、操業を開始したばかりの工場を見せていただきまして非常に勉強になりました。搬入されているごみの山をずっと見ると、ビニールとかプラスチックのごみが相当入っていると思うんですが、容器包装から製品プラの回収まで今始まっとるわけですけど、プラスチックごみっていうのは目に見えて減ってきているんですかね。あるいは逆にプラスチックごみがなくなってしまうと燃えなくなるとかということはないんですか。その辺が気になったので、お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（日野雄二君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 製品プラの回収が始まって、プラスチックの搬入量が減っているかどうかということなんですけども、工場に入っているプラスチックの量がどのぐらい減ったかという集計はこちらの手持ちがないのですが、製品プラの回収量につきましては、まだ集計途中ですが、速報値として令和6年度の実績で言いますと、全体のプラスチックの中で8%程度は製品プラが回収されていると集計できております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 製品プラが8%増えているんですか。全体のごみ量の中で、プラスチックごみっていうのはどれぐらいあって、今どれぐらい回収されているかという全体のトータルが増えた分は分かります。8%増えているんよね。大体どれぐらい回収されているのかという、プラスチックごみ全体の中でどれくらい回収されてリサイクルされているかっていうのが知りたいという意味なんですけどね。

それと、もう一点、さっきプラスチックが助燃剤という意味もあるんじゃないかと思うんで、プラスチックごみが極端に減ってしまうと、工場の操業に支障が出るということがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺のことも分かる範囲でいいので教えていただければ。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 工場に搬入されるプラスチックの量ですが、トータルの量まで把握はできていないのですが、毎年、ごみの中の組成の調査を行っておりまして、全体の大体13%ぐらいがプラスチックでございます。このパーセントについては、プラスチックの製品一括回収が始まった後でもそんなに数字としては変わりません。どうしても全体のごみの量を把握できていないものですから、これは大体の目安という形での判断にはなると思います。

それから、プラスチックは確かに熱量が高いものですから、ごみのカロリーの低下といいいますか、低くなる影響はあると思うんですが、プラスチックが減ったとしても、ごみの燃焼に対する影響というのは大きくはないと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 全体のあれが分からないと言われたのはそういうことですか。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 ごみのピットの中にゴミがあつて、一部分といいますか、ごみの組成の調査も全体を把握するわけではございません。工場の中のごみのプラスチックの割合というのは、組成分析の数値、約13%という把握しかできていないという現状でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。この間見せていただいて、感想だけ述べたいと思いますが、温室効果ガスの発生抑制というのが非常に重要な課題になっている中で、清掃工場からも毎年大量のCO₂発生があるわけですから、これはなるべくCO₂発生量を抑えるということで、なかなか難しいのかも分かりませんが、できる限りの努力をやっていくべきだと思いますので、この点はぜひ今後ともそういう観点で操業していただきたいということを要望しておきたい、意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） ほかに意見はありますか。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 環境学習の拠点という意味で非常にレベルが高いというか、見学のしごたえのある施設になったなと見て思いました。1個だけ質問したいのが、これ3月にできて、4月に新年度が始まって、今バス代がすごく高騰したりして、多分エコツアーとかをやめた校区がすごく多かったり、学校もバスの手配で苦勞しているとよく聞くんですけど、今の時点で、今年度の予約とか、見学の状況はどうですか。新しくなって、と思ったんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 今年度の見学の状況ですが、小学校4年生が中心ではございますが、4月と5月の合計で259名来られております。日明工場はまだできたばかりなので、これから多分、日明工場を見たいという方が増えていくかなとは思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） さっき言ったバスのところがネガティブなあれではあるんですけど、これからきっと増えると思うんで、ぜひ環境学習の拠点としていろんな情報を発信して、皆さんの関心を高めて、それこそゴミを減らすのに貢献していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 見学させていただいてありがとうございました。参加型、体験型の施設ということで、私も実際に見させていただいて大変勉強になりました。総事業費に522億円という巨額がかけられているんですが、一般的にゴミ処理施設の寿命というのは20年程度と言われております。各自治体で少しでも長寿命化するようにいろいろ工夫を凝らしているかと思いますが、本市の場合、もう少し長寿命化させられるのかとか、長寿命化していくための手段を講じているのかなどをお聞かせください。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 焼却工場は一般的に寿命が20年、耐用年数が20年と言われておりますが、全国的に一緒なんですけど、大体15年ぐらい経過したときに、基幹改良工事といいまして、工場全体ではなくて、主たる設備を交換しまして、10年間の延命で、トータルとして30年間使うこととなっております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） ありがとうございます。トータルで30年もたせるということで取り組まれておりますが、ごみが減量化されることによって、炉のほうがよりもつとか、そういう効果などはありますか。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 焼却工場は大体24時間連続運転しておりまして、高温で燃やすということでかなりダメージが大きいというのがあります。ごみの量が減れば、運転時間が短くはなるんですけど、耐用年数というのは適切な修繕をしながらもたせておりまして、ごみの量が多少減ったからといって、これがかなり伸びるというのはございません。修繕を毎年、オーバーホールとかをやっておりますが、例えば修繕が少し長くなるとか、そういうのはあるかもしれませんが、耐用年数が大きく変わるということとはございません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとし君） 耐用年数はあまり影響を受けないということでお答えをいただきました。ごみの減量化というのを市民も行政の呼びかけで取り組んでおりますが、ごみが減量化すれば、収集作業の負担や経費も軽減になりますし、ごみ処理品も減りますし、何よりも温室効果ガスの削減につながるということで、こちらのほうも呼びかけていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） すばらしい施設だったなという感想です。先ほど奥村委員も話していましたが、環境教育の場所として大変いい施設を造られたなと感じました。

しかし、ちょっと自分が感じたのは、設計建設費で326億円という巨額な費用がかかっているわけなんです。それを考えたときに、外観に小倉織のデザインを入れる必要があったのか、また、施設の中にも小倉織のモチーフをしたやつが大分入っていたんですけど、環境教育を目的とした施設にこういうのが必要だったのかなと。我々議会としてやはりこれから財政を考えたときに、こういったものこそ少し削るっていう発想を我々自身がしなければならなかったのかなというのは、外観、そして、内装を見たときに感じました。もっと無骨でいいんじゃないかなという感じでした。以上です。

○委員長（日野雄二君） 意見交換ですからね。施設課長。

○施設課長 見た目に非常にお金がかかっているようなイメージなのは、私どもはそういうふうに思われるのかなと思うんですけど、今回の事業がPFI方式といいまして、事業者の提案

を主に建物のデザインとかをつくっております。例えば小倉織をいっぱい入れるようにとか、市が指示してそれにお金を積んだわけではなくて、お金的には焼却工場、今回508トンの施設なんですけど、これを造る上で何社かから見積りをいただいて、それで予定価格を立てまして、入札である業者に決まって、あとの提案は業者の提案が主たるところもありますので、我々が最初からデザインにお金をかけているというのはありません。その辺は、今回PFI事業という形で行っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） PFI事業だからこそ、私は質問させてもらったんだけど、その話をし始めたら、本当にもっとしっかり監視しときなさいよってという話になるわけなんですよ。どれだけのお金がかかっているかという意識が少し行政に足りないんじゃないかなと、その話を聞いたときに、私はそう感じました。

○委員長（日野雄二君） 戸町委員は課題、改善策を今指摘しているわけですから。我々委員としてもしっかりそれを受け止めてやっていかなければいけないという意見をいただきました。ありがとうございます。環境局もしっかりその辺は認識の上、やっていただきたいということを私からもお願いしておきます。ほかにありませんか。

それでは、意見、提案などがほかになければ、以上で意見交換を終わります。

ここで、執行部は退室願います。

（執行部退室）

次に、行政視察について協議を行います。

委員の皆様から御提出いただいた視察先の案について取りまとめを行い、正副委員長案としてお手元に配付いたしております。

5月14日の委員会で決定しましたとおり、本日はこの案の中から皆様の御意見を伺い、視察先の優先順位を決定いたします。

今後の作業としては、事務局において、視察先との受入れ交渉を行い、最終的な視察先、日程等の案を提示させていただきたいと思っております。

それでは、お手元配付の案について、皆様からもし御意見がございましたらお伺いをさせていただきます。

もしなければ、各委員が共通して関心の高い案を基に、正副委員長で協議をした上で優先順位を決定したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わり、本日は以上で閉会とします。

環境水道委員会 委員長 日野雄二 ㊞